

第4章 環境審議会

(審議会)

第31条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千歳市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 公害対策に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 環境影響評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項の事項に関し市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 審議会の委員は、知識経験を有する者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第33条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第34条 市長は、特別な事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員の任期は、当該特別な事項の調査審議が終了したときまでとする。

(委任)

第35条 第31条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

千歳市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市環境基本条例（平成10年千歳市条例第21号。以下「条例」という。）第35条の規定により、千歳市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 審議会は、必要の都度会長が招集する。

(議事)

第3条 審議会は、委員（条例第34条第1項の特別な事項に係る議事については、特別委員を含む。以下同じ。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 審議会は、必要があると認める場合は、事業者その他関係者等の出席を要請し、その意見を聴くことができる。

(議事の非公開)

第5条 審議会は、その会議について、公開することにより審議会の公正又は円滑な運営が著しく損なわれると認める場合は、非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 審議会は、調査審議の概要及び結果を記録し、これを議事録として会長が指名する委員2人が確認の上、記名押印し、保存するものとする。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会は、会長の指名する委員及び特別委員をもって組織する。

(部会長)

第8条 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

4 第4条から第6条までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(審議会への報告)

第9条 部会長は、付託事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境保全担当課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。